

# 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

## 家庭教育支援実施要領

島 根 県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業のうち家庭教育支援の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 事業の目的

核家族化や少子化等による地域のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化するとともに、児童虐待相談対応件数等の急速な増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において保護者が家庭教育や子育てについて学べる学習機会の提供や、相談対応を行うなどの家庭教育支援活動が広く展開されることが重要である。

このため、本事業において、地域人材の養成、家庭教育支援チームの組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動の実施に加え、訪問型家庭教育支援の充実を図る取組や、家庭や地域との連携・協働を推進する取組を実施することにより、家庭教育支援活動の核となる家庭教育支援チーム等の拡充・強化を図りつつ、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

### 3 事業の内容

#### （1） 地域人材の養成

##### ① 家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等の養成

子育て経験者や子育てサポーターリーダーなど地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成する。

##### ② 研修の実施

県は、域内の市町村が配置する家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等に対して、家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上及び家庭や地域と学校との連携・協働の推進を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。研修の実施に当たっては、研修を受けた家庭教育支援員等による支援を通じて、社会に支えられた親が社会を支える家庭教育支援員

(親学ファシリテーター等)等へと循環していく人材養成の仕組みの構築を図ることが望ましい。

## (2) 家庭教育支援体制の構築

### ① 家庭教育支援員等の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員(親学ファシリテーター等)等を配置し、家庭教育支援体制を強化する。

### ② 家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員(親学ファシリテーター等)等の地域人材を中心とした家庭教育支援チームの組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。家庭教育支援チーム員の構成例としては、親学ファシリテーター、子育て経験者等の子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、保健師等が考えられる。なお、実施に当たっては、これらの家庭教育支援チーム員、保健・福祉部局等の首長部局及び教育委員会等による連携を図りながら、連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するよう努めること。

## (3) 家庭教育支援活動の実施

### ① 学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、学習機会の提供を行う。

#### 【講座の例】

小学校入学時講座、携帯電話やインターネットに関する有害情報対策、子どもの生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”、仕事と家庭の両立や親子のコミュニケーション等に関する講座、外国人の保護者支援のための講座など

### ② 親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。

#### 【プログラムの例】

親子で清掃ボランティア、親子料理教室 など

### ③ 訪問型家庭教育支援などの相談対応や情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施する。

#### 【支援活動の例】

空き教室を活用した交流の場づくり、企業訪問による出前講座の実施、家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、広報誌の作成やICTの活用等による家庭への効果的な情報提供 など

#### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

#### 5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

#### 6 費用

- (1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町村が直接実施する事業または他の団体に一部を委託して実施する事業に対して補助する。
- (2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

##### ① 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（各自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

##### ② 家庭教育支援活動の実施・運営経費

家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等については、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする保護者の数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等の謝金単価については、各自治体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円を上限として積算することとする。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われたいものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費・交通費等については、校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。地域住民の参画

による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等にといて、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めなどの工夫を行うことは差し支えない。

## 7 その他留意事項

(1) 家庭教育支援活動の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- ① 家庭教育に関する学習機会の提供等の支援を行うに当たっては、就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用するなど、全ての保護者に支援が届くよう、実施する機会や場所の設定の工夫に努めること。
- ② 家庭教育の支援体制の強化を図るため、学校施設（教室や余裕教室等）や公民館等に家庭教育支援員（親学ファシリテーター等）等を配置するなど、家庭教育支援の拠点機能の整備に努めることが望ましい。
- ③ 様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が、主体的な家庭教育を行えるよう、学校等と連携した訪問支援や地域の身近な場所における相談対応など各保護者に寄り添った支援を行うよう工夫に努めることが望ましい。
- ④ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ⑤ 県において本事業の成果等を取集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村にといては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

## 附則

この要領は、公布の日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

(平成30年4月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)